

令和8年6月1日から 健康保険法に基づき 入院時の食事療養費が引き上げとなります

診療報酬改定に伴い、入院中の食事代について、下表の通り標準負担額が変更となります。

[入院時1食あたりの負担額]

75歳未満	一定以上の所得がある方	1食 550円 (510円→550円)
	一般の方	1食 550円 (510円→550円)
	市民税非課税の方	低Ⅱ、区分オ 1食 270円 (240円→270円)
		低Ⅰ 1食 130円 (110円→130円)
75歳以上	一定以上の所得がある方	1食 550円 (510円→550円)
	一般の方	1食 550円 (510円→550円)
	市民税非課税の方	低Ⅱ 1食 270円 (240円→270円)
		低Ⅰ 1食 130円 (110円→130円)
生活保護法による方		本人支払額がある場合はその負担額

詳しくは、現在加入されている医療保険の保険者【健康保険組合、全国健康保険協会、市町村（国民健康保険、後期高齢者医療）、国民健康保険組合、共済組合】までお問い合わせください。